

## 10. 行事について

保護者に参加していただく主な行事

月	行事
4月～5月頃	入園・進級式 保育参観(参加) 懇談会
9月～10月頃	運動会
2月頃	生活発表会
3月	修了式
随時	保育参観(参加) 懇談会(個人・学級)

\*行事の名称や時期は各園で違う場合がある。保護者参加の行事に関しては、その趣旨やねらいを保護者に伝え参加を呼び掛けながら、子どもが友達と関わり合い喜んで参加する姿や成長を共に喜び合うことを目的とする。

(詳細は月間指導計画に盛り込むこと)

\*園によっては上記以外に、季節行事や、“豊中市人権保育基本方針”に基づいた行事（5月の子ども権利条約に基づく『子ども月間』・夏の『平和月間』・12月の世界人権デーに合わせた『人権月間』・子どもの言葉から内面の思いを知る『つぶやき展』・保護者と共に子どもの人権や育ちを考える『保護者講演会』など）に、子育て子育ちの視点で取り組んでいる。

子どもの成長を願い、園での子どもの姿や大切にしたい園の方針などを丁寧に保護者に啓発し、保護者と共に行事に取り組んでいくことが大切である。



# 11. <地域支援・地域との連携>

## ◎めざす地域子育て支援

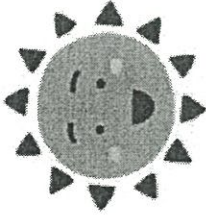
\*地域支援センター → 連携園：支援員が週1回常駐

事業の柱	事業	実施回数	こども園 (センター)	こども園 (連携園)
○安心して子育てできるサービス提供の充実 *身近な相談対応や子育ての情報提供を充実し、適切なアドバイスを得られるようしくみ作りに取り組み、保護者がつらさを感じたとき、安心して子育てすることができるように、支援をめざす。	もしもし相談・ふれあい相談 (保護者の悩み不安軽減のため、相談を受ける)	必須	○	○
○子育て親子の交流の場の提供	園開放 (地域の親子が気軽に集い、触れ合う場の提供を行い、不安軽減につなげる)	必須	○	○
○子育てに関する講座の開催 *子育て親子が気軽に安心して利用できる場を作り、親子が集い・触れ合い、お互いの情報交換ができ交流を深める場とする。 *子どもの育ちや関わりなどの講座を通じて、個々の子育て・子育てのあり方に気付き、自信を取り戻す場とする。	センターであそぼう (家庭では経験できない遊びなど、親子で遊びを楽しむ機会の提供)	必須	○	△
	公園であそぼうmini (地域の親子に対し、公園で様々な相談を受け、保護者の悩み・不安軽減につなげる)	可能な範囲 (近隣に公園などある場合)	△	△
	育ちの講座 (子どもの育ちや健康・関わり方について話を聞き子育てにつながる機会とする)	必須 (1,2歳児ごと年1回実施 *必要に応じて3歳を実施)	○	△
	おやつ講座・離乳食講習会(厨房施設のある園) (様々な食材を使って、簡単に手作りできるおやつを作ったり、離乳食の作り方を学ぶ機会とする)	おやつ講座(年1回実施) 離乳食講習会(随時開催)	○	○
○地域子育て・子育てネットワークづくり *子ども達一人一人の人間としての尊厳が守られ、豊かに生きていくために地域社会全体で子育て・子育て支援の活性化を図る地域ネットワーク作りの推進をめざす。	地域子育て・子育て支援ネットワーク校区連絡会 (地域の子どもに関わる機関・団体が協働、子育て家庭をサポートする身近な地域での子育て・子育て環境の充実を図る)	担当校区連絡会の運営	○	○
○地域活動、子育てサークルの育成支援 *子育てサークルの立ち上げや実際の活動の活性化のための相談交流などを支援し、子育て中の保護者が子育ての喜びを実感し、悩みを出し合う場を持ち、地域の中であつたり支え合う仲間作りをめざす。	いるかグループ (2歳から2歳11か月の子どもとその保護者を対象に、こども園との交流や遊びの提供・情報提供)	必須 (1期4回シリーズを年1回以上)	○	△
	こぐまグループ (1歳6か月から1歳11か月の子どもとその保護者を対象に、遊びの提供・情報提供)	必須 (1期4回シリーズを年1回以上)	○	△
	びびびよ (0歳児の子どもと保護者・妊婦)	必須 (月1回実施) *発育測定など	○	△
	わんわん (1歳の子どもと保護者)	必須 (月1回実施) *発育測定など	○	△
	みつばち (2歳から就学前の子どもと保護者)	「センターであそぼう」に合流実施	○	△
	出前講座 (子育てサロンに出向き遊びの提供と遊具の貸し出し情報提供をする)	可能な範囲で協力 *地域性等、園行事で参加は可	○	○
○子育て支援情報の発信 *市ホームページや情報誌の発行を通じて子育て支援情報を広く発信することで、地域とつながるきっかけになり子育て家庭の孤立化を防ぐことをめざす。	月の予定(市HP) (園ごとの「月の予定」を、2月分を公開する)	定型フォーマットへの入力	○	○
	イベントスケジュール(市HP) (公立、民間園も含めたイベント情報を日毎にまとめ、毎月月末に最新情報を公開する)	上記月間予定より、抜粋のうえ掲載	情報提供	情報提供
	子育てマップてくてく(情報誌) (市内を北東部・北西部・中部・南部地域に分け、公立・民間園などの年間子育て支援情報を冊子にし、毎年5月中旬に発行)	年間スケジュール作成	情報提供	情報提供

# 【参考】子育て支援センター ほっぺ

## 【めざす地域社会】

安心して子育てができるよう、子育て家庭に関わるすべての人が、それぞれの役割について認識し、互いにつなぐ力を深め、地域全体であたたく子育て家庭を支える社会



## ほっぺ

### 身近に集える拠点づくり

- ・親子の交流ひろば事業新規（委託）
- ・フレイルームの開放
- ・ほっとタイム
- ・ひよびよ
- ・ふたごちゃんあつまれ（移管）

### 情報提供の充実

- ・月の予定（市HP）
- ・子育てマップてくてく（情報誌）
- ・子育て支援センターのご案内（情報誌）
- ・イベントスケジュール（市HP）

### ほっぺの役割

- 市域全体の子育て支援を統括し、子ども園等における地域支援との重層的な支援体制を構築
- 支援が必要な家庭へのアウトリーチ事業を重点的に実施することにより、セーフティネット機能を強化

### 保護者の悩みや不安に対する相談及び支援

- ・もしも相談、ふれあい相談 ・ こんには赤ちゃん事業（委託）
- ・出前相談
- ・育児支援家庭訪問
- ・公園であそぼうmini ・ 育児不安や負担感を抱える家庭（フォロー家庭）への支援（拡充）

### 地域のつながりづくり

- ・子育てサロン（サークル）スタッフ向け講座・保育教材の貸出し新規
- ・大学との連携新規
- ・民間店舗において情報誌、相談カードの配架新規
- ・民間店舗において子育て支援事業周知イベントの開催新規
- ・地域包括ケアシステム子ども部会事務局、地域子育て・子育て支援ネットワーク校区連絡会の統括
- ・公民協働イベント「みんなあつまれわくわくランド」「親子芋ほり体験」
- ・子育てボランティアの育成支援（拡充）
- ・児童養護施設「翼」との連携（拡充）

### 家庭教育の充実

- ・いきいき子育て講座（移管）
- ・ほっぺ講座
- ・おやつ講座
- ・出前講座
- ・親を学ぶプログラム（拡充）
- ・親を学ぶプログラム「ベビ一編」
- ・親を学ぶプログラム「パパ編」

### その他の事業

- ・子育て支援に関する情報収集・分析新規
- ・保育教育施設地域支援担当者研修新規
- ・民間園との連携
- ・地域支援アドバイザー派遣新規
- ・民間園との連携



子育て家庭に関わるすべての人がつながる

## 緊急一時保育 (地域支援の一環…参考資料)

緊急一時保育は、保護者の疾病・災害・事故・出産・看護・介護・冠婚葬祭等社会的にやむを得ない理由により、急に家庭での保育が困難となった場合、利用の初日から1ヶ月のうち、同じ理由で12日間を限度として市立こども園を利用できる事業です。保護者と離れて過ごす不安を、少しでも取り除き、安心して同年齢の友達とともに過ごし、遊んだり生活したりすることを経験できるように、一人一人のペースに合わせて保育していきます。

### [利用できる方]

満1歳以上就学前までの乳幼児

### [利用方法]

- 事前登録をしてください。(登録は、年度毎に必要です。)
- 登録書と利用申込書を、利用される市立こども園へ提出してください。
- 利用時にはお子さんの健康診断が必要です。(実費負担) ※1日のみ利用の場合は不要
- 原則としてご利用は1日1組です。なるべく事前にご利用日をご連絡ください。

当日は、同じ年齢のクラスで過ごします。

### [利用料]

朝7時から夕方7時までの保育をしています。

1人につき日額 2,200円と飲食費 400円です。

### [持ち物]

- ・着替え (シャツ・パンツ・Tシャツ・ズボンなど)・手ふきタオル・外用のクツ
- ・汚れもの入れ (スーパーの袋) ・お手拭き・食事用エプロン (乳児のみ)
- ・用意していただく枚数などは、お子さんにより違いがあると思いますので、利用されるこども園で説明を聞いてください。

☆“おひるね”は、午後1時頃から始まります。

昼寝用の布団は、こども園の方にある場合もあります。ご利用の園でご確認ください。

- ◆ 給食 (全こども園同じ献立) は、11時30分ごろからはじまります。
- ◆ アレルギー等で、除去食を希望される方は申し出てください。  
感染症 (はしか・百日咳・流行性角結膜炎) など、集団生活に支障をきたす場合はご利用できない場合があります。
- ◆ 保育開始時間までに特別警報・暴風警報が発令されたときは休園となります。  
こども園では月に1度“弁当の日”があります。  
利用日と重なる場合は“弁当”の用意をしてください。  
利用料は、利用日ごとに納めてください。

## V 特に配慮すべき事項

### ◆ 延長保育（資料2）

- 延長保育は、教育保育時間外（認定保育時間外）に行う保育である。
- 園児の在園時間の長短など、一人一人の生活リズムを配慮したきめ細やかな延長保育の工夫を保育教諭間の連携の下行う。（例：1号・2号への降園時など多様な生活リズムへの心のケア等の配慮含む）

### ◆ 特別支援教育（障害のある園児の指導）

- 特別支援教育を進めるにあたっては、子ども同士が互いの良さや違いを認め合い、共に育ち合える環境や活動を工夫し、子どもの発達を全体的に促していく。また、保護者と保育教諭、保護者同士の連携に努め、子どもの育ちを共に支え合う人間関係を築く。
- 障害のある幼児の自立に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活上などの困難を改善または克服するため、適切な指導または、必要な支援を行う。特別支援教育を推進することは障害の有無に関わらず、すべての幼児への指導の充実に資するものと捉える。
- 障害の種類や程度などを的確に把握し、個々に応じた指導内容や方法を工夫すると共に、特別支援学校や医療・福祉などの専門機関である（児童発達支援センター）との連携を密にし、専門的な助言や指導を活用しながら、適切な指導を計画的・組織的に行う。

### ◆ 特別に配慮を要する園児への対応

- 児童虐待と判定されてから対応策を考えるのではなく、マルトリートメントを受けていると判断されたら、関係機関と連携を図り、要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図る。
- 見守りの必要な家庭には、こども相談課と連携を密にし、虐待防止につながる見守りを継続していく。また園の状況によっては、家庭支援事業の保育士を配置し支援強化を行う。
- 保育教諭は、児童の福祉及び教育に携わる専門職として、虐待を発見または疑いがある場合には、通告をする義務がある。（「児童虐待の防止などに関する法律」にある通告義務は、守秘義務より優先される）
- 虐待が疑われる家庭を発見した場合には、その子どもをこども園で受け入れ、親子が分離できる環境を作る。
- 子どもの年齢や状況に合わせて、個別的な配慮の中から保育を進めていく。園が、安全で安心な場所だと子どもが理解すると、感情や行動が表に現れ始めることがある。他児とのトラブル、困らせる行動などに対しては、それを園全体で受け止めていく。
- 保育教諭は、子どもを介して保護者と信頼関係を作り、安心して園に通ってもらうように配慮のある関わりを重ねていく。
- 見守り家庭の子どもの様子を日々確認し、安定した生活が送れているかどうかなども見守るとともに、虐待防止には、地域力の活用も視野に入れ地域のネットワーク（民生委員・主任児童委員・CSW・学校関係者など）の連携を強化していく。

#### ◆ 園児の多様性への配慮

##### ・生活時間について〈資料3〉

- 幼保連携型認定こども園では、保護者の就労状況等の生活形態が異なることなどから、園の教育及び保育の内容についての期待や要望も多様なため、こうした実態を把握しておく。また、幼保連携型認定こども園で過ごす時間が、比較的長時間となる園児もいるため、家庭での過ごし方を聞いたり、園での生活を伝えたりして、家庭生活との連続性を確保するとともに、教育及び保育の内容を考える。
- 保育教諭等は、入園した年齢により集団生活の経験が異なることに配慮して、0歳から小学校就学前までの園児の発達の連続性を見通し、園児一人一人の発達の過程に応じ、一貫した教育及び保育を展開していく。
- 幼保連携型認定こども園においては、在園4時間で降園する園児もいれば、8時間在園する園児や、保護者の就労その他の家族の生活形態を反映した状況により在園時間が10時間を超える園児もいるなど、園児一人一人の在園時間が異なることから一日の園生活の過ごし方が多様である。長時間在園する園児については短時間の園児が降園した後は、家庭での生活と同じような和やかな雰囲気でも過ごすことができるようにしたり、地域での生活と同様に異年齢の園児との交流ができるように、保育形態を工夫したり、高齢者を始めとした様々な人との触れ合いを持つことができるような活動を取り入れたりすることも必要である。また三季休業中の保育についても、同じように家庭生活を反映した形で行うとともに、教育・保育の中で、どの子どもが家庭やこども園で過ごしたことの経験を共有できるように内容を工夫する。

##### ・男女共同参画、多文化的な視点

- ことばや文化の違い、また社会的・文化的に形成される性別などに関わりなく、すべての子どもたちがその子らしくあり、自分に自信を持てるよう、自尊感情や互いの違いを認め合い尊重し合う心を育む教育・保育を行う。
- 誇りをもって自分らしく生きる力を育てるために、子ども一人一人の個性を尊重し、家庭、学校、地域が一体となって、障害や多文化・男女共生・家族のあり方など、多様性の大切さを理解し意識できるよう啓発する役割も担う。

#### ◆健康・安全など〈資料4〉

- 園児の健康及び安全は、生命の保持と健やかな生活の基本であることから、準用する学校保健安全法に基づき、園の「保健計画」「安全計画」など、すべての職員がねらいや内容を把握し実施していく。疾病などへの対応は、養護教諭や看護師及び保健師などの専門性を活かした対応を図る。
- 環境、衛生管理、安全管理、事故防止及び非常時の安全対策も含め、それぞれに応じた年間計画を園全体で作成し、職員の共通理解や体制作りを図り対応していく。家庭や地域の諸機関の協力の下に安全指導を行うこと。

#### ◆ プライバシーの保護〈資料5〉

- 「個人情報の保護に関する法律」（平成15年）が策定され「個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべき」ものであることが示され、豊中市でも「豊中市個人情報保護条例」を制定し、その目的実現に向けて園すべての職員は『個人情報に関するプライバシーポリシーについて』における個人情報の適切な取り扱いに努める。

#### ◆ 質の評価・園評価〈資料6〉

- 子どもの成長・発達を支え、教育・保育の充実や質の向上を図るため、保育教諭等一人一人が自らの保育実践や、子どもの心の育ち・意欲・環境に取り組む過程の変容などについて振り返る自己評価を行う。また、その自己評価が自己完結的なものに陥らないよう、取り組みの結果や課題について、職員の協同性を高めながら共通認識を深め、保育の計画・実践・評価・改善というPDCAのサイクルに則り、組織的かつ継続的に保育の質の向上に向けた改善を図る。⇒『公立こども園自己評価表（H31.3策定）』

- 自己評価の客観性・透明性を高めるとともに、こども園・家庭・地域が各園の現状と課題について共通理解を深め、園運営の改善に向けた相互の連携・協力を促進することを目的として、園長のリーダーシップのもと職員全員が参加し、園全体の運営に対して園評価を行う。『豊中市教育保育環境ガイドライン（H31.3策定）』を、一年に2回程度活用し環境の視点からチェックを行い、客観的に園の教育・保育の質を分析し保育の向上をめざす。

リーダーシップに関しては、上記ガイドラインのリーダーシップの部分を参照し、同僚性を発揮しながらそれぞれのリーダーシップをめざす。

- 各園が、年度終わりに保護者アンケートを実施し、アンケート結果から教育・保育の改善に取り組む。園の評価やアンケート集計結果などは、ホームページに掲載し公表を行う。

#### ◆ 苦情解決

- 幼保連携型認定こども園では、幼稚園と保育所の機能を持ち合わせているので「保護者の苦情に対し、その解決を図るよう努めなければならない」としている。（社会福祉法第82条及び児童福祉法最低基準第14条の3に規定）
- 施設には、苦情を相談できる案内版を掲示しなければならない。  
（公立：「豊中市健康福祉サービス苦情調整委員会」の掲示）
- 苦情を通し自らの教育・保育や保護者への対応を謙虚に振り返り、誠実に対応していくことが肝要である。また保育教諭の考えや意図などを十分に説明しながら、改善や努力の意思を表明することが必要である。
- こども園の説明責任や評価とともに、教育・保育の内容を継続的に見直し改善を行い、保育の質の向上を図る仕組みであり、社会的責任を果たすために欠かせないものである。

#### ◆ 評議会

- 子どもの健やかな成長を担うために、こども園・家庭・地域が連携・協力し、一体となり地域に開かれた園づくりをより一層推進することを目的とする。また各こども園は、園の実

情に応じながら、保護者や地域の意向を把握・反映し、説明責任を果たす。

- 学期におおむね1回の割合で協議会を開催し、保育参観を通して子どもの姿や保育の意図を伝えたり、園運営の現状や各関係機関等との連携の状況を説明したりするとともに、交わされた意見や感想・提案などを基に園教育・保育の更なる充実に向けて協議を行う。

#### ◆ 職員研修（職員の資質向上）〈資料7〉

- 幼保連携型認定こども園は、教育と保育を一体化したものであり、柔軟な教育・保育観を持ち、職員同士で議論交流を深めながら保育実践を行う必要がある。
- すべての職員にはそれぞれにふさわしい専門性が求められる。子どもの最善の利益を考慮し、人権に配慮した教育・保育を行うためには職員一人一人の倫理観、人間性並びに職員としての職務及び責任の理解と自覚が基盤となる。
- 子どもへの教育・保育及び保護者への支援並びに地域への子育て支援を行うために、様々な知識と技術及び適切な判断が求められる。
- 保育教諭等の資質向上のために、園内研修や園外研修に参加し、自らの専門性を高めていかなければならない。参加した職員は、研修内容を園全体に丁寧に還すことで園全体の質の向上につなげていく。園の子どもの状況や子どもを取り巻く環境、社会の変化も捉えながら、講師選択や研修内容を鑑みる必要がある。
- 大阪府の幼児教育アドバイザー育成研修に、代表者が参加する。その育成研修を修了した幼児教育アドバイザーの資格認定者は、園内研修などで専門性を発揮しながら、職員への働き掛けを行うとともに、豊中市のサポートセンターに登録し、近隣の就学前施設から保育の相談などの依頼があった場合は、サポーターとして保育の相談助言などを行う。  
また、職員の資質向上のツールとして「豊中市教育保育環境ガイドライン」などを活用し、推進していく。サポーターとして行うことが、コミュニケーション力や新しい発見、自分の学びにもつながっていることを自覚する。

#### ◆ 休日保育（満1歳以上）〈資料8〉

- 基本的には豊中市全域の、認可保育所・こども園の在園児を対象にしている。登録制の為、休日保育利用の場合在園している園との連携や保護者からの丁寧な聞き取りを行う。
- 児童一人一人に家庭的な雰囲気や安心感を与える保育環境に心掛ける。保育にあたる職員も複数のこども園からの構成チームのため、いつもよりきめ細やかな配慮や言葉掛けを行い、互いに連携を密にしながら保育を行う。